

4 営業時間（指定児童発達支援事業所（指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）を除く。以下「指定期間」及び「第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める營業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所等」という。）の場合には指定通所基準第37条（指定通所基準第5条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める營業別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乘じて得た額を算定する。

5 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援事業所の場合は、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乘じて得た額を算定する。
2項（指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

6 削除

4 指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める營業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

5 指定通所基準附則第3条の規定の適用を受ける者が、少年である障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき277単位を所定単位数から減算する。

6 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において指定児童発達支援を行つた場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において基準該当児童発達支援を行つた場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
イ　主として障害児（難聴児又は重聴児身障害児を除く。）を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行つた場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）
ロ　主として難聴児を通わせる児童発達支援を行つた場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

(1) 利用定員が30人以下の場合
(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合
(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合
(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合
(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合
(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合
(7) 利用定員が81人以上の場合

102単位
68単位
51単位
41単位
34単位
29単位
25単位
22単位
ロ　主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行つた場合
(1) 利用定員が20人以下の場合
(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合
(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合
(4) 利用定員が41人以上の場合
ハ　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行つた場合
(1) 利用定員が20人以下の場合
(2) 利用定員が21人以上の場合

102単位
68単位

二 主として障害児（重症心身障害児を除く。）を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行った場合（本に該当する場合を除く。）	205単位
(1) 利用定員が10人以下の場合	102単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	68単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	410単位
ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	342単位
(1) 利用定員が5人の場合	293卖位
(2) 利用定員が6人の場合	256卖位
(3) 利用定員が7人の場合	228卖位
(4) 利用定員が8人の場合	205卖位
(5) 利用定員が9人の場合	102卖位
(6) 利用定員が10人の場合	
(7) 利用定員が11人以上の場合	
7 (略)	
8 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内における事業所）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。6の注3の(1)において同じ。)若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員（以下この注及び注9において「児童指導員等」という。）又は指導員（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員を除く。以下この注8において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除き、イを算定する場合においては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につきに加算する。ただし、1の示を算定している場合は、算定しない。	(新設) (新設)
7 8 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内における事業所）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。6の注3の(1)において同じ。)若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下この注及び注9において「理学療法士等」という。）、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下この注及び注9において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注及び注9において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（二の(1)又は(2)を算定する場合にあっては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童発達支援を行った場合に限る。）において、指定児童発達支援を行っている場合に、利用定員に応じ、1日につきに加算する。ただし、1の示を算定している場合は、算定しない。	(新設) (新設)
イ 児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につきに加算する。 はハに該当する場合を除く。)	
(1) 理学療法士等を配置する場合	70単位
(2) 利用定員が30人以下の場合	60単位
(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合	46卖位
(4) 利用定員が41人以上50人以下の場合	38卖位
(5) 利用定員が51人以上60人以下の場合	32卖位
(6) 利用定員が61人以上70人以下の場合	28卖位
(7) 利用定員が71人以上80人以下の場合	25卖位

(新設)

(2) 児童指導員等を配置する場合	利用定員が30人以下の場合	52単位
	利用定員が31人以上40人以下の場合	44単位
	利用定員が41人以上50人以下の場合	34単位
	利用定員が51人以上60人以下の場合	28単位
	利用定員が61人以上70人以下の場合	24単位
	利用定員が71人以上80人以下の場合	21単位
	利用定員が81人以上の場合	18単位
	(3) その他の従業者を配置する場合	(新設)
	利用定員が30人以下の場合	30単位
	利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
	利用定員が41人以上50人以下の場合	20単位
	利用定員が51人以上60人以下の場合	17単位
	利用定員が61人以上70人以下の場合	14単位
	利用定員が71人以上80人以下の場合	12単位
	利用定員が81人以上の場合	11単位
	口 主として難聴児を通して児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合	(新設)
	(1) 理学療法士等を配置する場合	
	(1) 利用定員が20人以下の場合	105単位
	利用定員が21人以上30人以下の場合	84単位
	利用定員が31人以上40人以下の場合	60単位
	利用定員が41人以上の場合	46単位
	(2) 児童指導員等を配置する場合	
	利用定員が20人以下の場合	77単位
	利用定員が21人以上30人以下の場合	62単位
	利用定員が31人以上40人以下の場合	44単位
	利用定員が41人以上の場合	34単位
	(3) その他の従業者を配置する場合	
	利用定員が20人以下の場合	45単位
	利用定員が21人以上30人以下の場合	36単位
	利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
	利用定員が41人以上の場合	10単位
	ハ 主として重症心身障害児を通して児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	(新設)
	(1) 理学療法士等を配置する場合	
	(1) 利用定員が20人以下の場合	105単位
	利用定員が21人以上の場合	84単位
	(2) 児童指導員等を配置する場合	
	利用定員が20人以下の場合	77単位
	利用定員が21人以上の場合	62単位

(3) その他の従業者を配置する場合

(一) 利用定員が20人以下の場合

(二) 利用定員が21人以上の場合

(新設)

法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対する指定児童発達支援を行った場合(本に該当する場合を除く。)

(1) 理学療法士等を配置する場合

(一) 利用定員が10人以下の場合

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合

(三) 利用定員が21人以上の場合

(新設)

(2) 児童指導員等を配置する場合

(一) 利用定員が10人以下の場合

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合

(三) 利用定員が21人以上の場合

(新設)

(3) その他の従業者を配置する場合

(一) 利用定員が10人以下の場合

(二) 利用定員が11人以上の場合

(三) 利用定員が21人以上の場合

主として重症心身障害児を適切に支障する法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 理学療法士等を配置する場合

(一) 利用定員が5人の場合

(二) 利用定員が6人の場合

(三) 利用定員が7人の場合

(四) 利用定員が8人の場合

(五) 利用定員が9人の場合

(六) 利用定員が10人の場合

(七) 利用定員が11人以上の場合

(2) 児童指導員等を配置する場合

(一) 利用定員が5人の場合

(二) 利用定員が6人の場合

(三) 利用定員が7人の場合

(四) 利用定員が8人の場合

(五) 利用定員が9人の場合

(六) 利用定員が10人の場合

(七) 利用定員が11人以上の場合

45単位

36単位

209単位

139単位

84単位

155単位

103単位

62単位

91単位

61単位

36単位

36単位

418単位

348単位

299単位

261単位

232単位

209単位

139卖位

309単位

258単位

221単位

193単位

172単位

155卖位

103卖位

182単位

152単位

130単位

114単位

101単位

91卖位

61卖位

195卖位
130卖位
78卖位

195卖位
130卖位
78卖位

183卖位
122卖位
73卖位

183卖位
122卖位
73卖位

イ 呉童指導員等を配置する場合

(1) 利用定員が10人以下の場合

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合

(3) 利用定員が21人以上の場合

ロ 指導員を配置する場合

(1) 利用定員が10人以下の場合

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合

(3) 利用定員が21人以上の場合

(新設)

9 1の二の(1)を算定する指定児童発達支援事業所であって、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行いう等支援の強化を図るために、児童発達支援事業の算定に必要となる従業者及び注8の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（イ又は口を算定する場合には、注2の2の加算を算定している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の(2)を算定している場合は、
加算しない。

イ 理学療法士等を配置する場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	209単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	84単位
ロ 児童指導員等を配置する場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	155単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	62単位
ハ その他の従業者を配置する場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	91単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	36単位
10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ 看護職員加配加算(1)	
(1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (2) 又は(3)に該当する場合を除く。)	
(一) 利用定員が30人以下の場合	67単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	57単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	44単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	36単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	31単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	27単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	24単位
(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	100単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	80単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	57単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	44単位

(3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	100単位
(二) 利用定員が21人以上の場合	80単位
(4) 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 ((5)に該当する場合を除く。)	
(一) 利用定員が10人以下の場合	200単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	133単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	80単位
(5) 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(一) 利用定員が5人の場合	400単位
(二) 利用定員が6人の場合	333単位
(三) 利用定員が7人の場合	286単位
(四) 利用定員が8人の場合	250単位
(五) 利用定員が9人の場合	222単位
(六) 利用定員が10人の場合	200単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	133単位
□ 看護職員配置加算①	
(1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 ((2)又は(3)に該当する場合を除く。)	
(一) 利用定員が30人以下の場合	134単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	114単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	88単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	72単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	62単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	54単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	48単位
(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	200単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	160単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	114単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	88単位
(3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	200単位
(二) 利用定員が21人以上の場合	160単位
(4) 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 ((5)に該当する場合を除く。)	
(一) 利用定員が11人以下の場合	400単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	266単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	160単位

(5) 主として重症心身障害児を運搬する法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行つた場合

(一) 利用定員が5人の場合	800単位
(二) 利用定員が6人の場合	666単位
(三) 利用定員が7人の場合	572単位
(四) 利用定員が8人の場合	500単位
(五) 利用定員が9人の場合	444単位
(六) 利用定員が10人の場合	400単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	266単位

ハ 看護職員加配計算跡

(1) 児童発達センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行つた場合 (2)

に該当する場合を除く。)	
(一) 利用定員が30人以下の場合	201単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	171単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	132単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	108単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	93単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	81単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	72単位

(2) 主として難聴児を運搬する児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童

発達支援を行つた場合

(一) 利用定員が20人以下の場合	300単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	240単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	171単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	132単位
(五) 利用定員が41人以上の場合は、主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通じて運搬する法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行つた場合	

(1) 利用定員が10人以下の場合

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合

(3) 利用定員が21人以上の場合

(3) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通じて運搬する法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行つた場合

(1) 利用定員が10人以下の場合

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合

(3) 利用定員が21人以上の場合

(3) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通じて運搬する法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行つた場合

イ 専業児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合

ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合

ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合

家業連接管

卷之三

卷之三

指定児童発達支援事業所において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第55条の2、第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保険者（法第6条の2の2第9項の通所給付決定保険者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行つた場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する算定単位数を加算する。

202 . 3 (終)

食事提供加算

303 : 3 (198)

4 食事提供加算

卷之三

4 食事提供加算

イについては、児童発達センターにおいて児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号、第3号又は第4号に掲げる通所給付決定保険者（以下「中間所得者」という。）の通所給付決定（法第21条の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

ロについては、児童発達センターにおいて児童福祉法施行令第24条第5号に掲げる通所給付決定保険者（以下「低所得者等」という。）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

卷之三

注 指定兒童福利支援事業所

利用者負担上限額管理加算
指定期児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保険者から依頼を受け、指定通所基準第24条（指定通所基準第54条の5において選用する場合を含む。）の規定により、通所利用者負担額合計額（指定通所基準第24条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。）の管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

算加等置配員職門專社福

福社專門職員

連文振を行った場合に、1日に引き所定単位数を加算する。

2 口については、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員
若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師
であるものの割合が100分の25以上あるものとして都道府県知事に届け出た
指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定
単位数を計算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定
する場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出
た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定
単位数を計算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又は
口の福社専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは指導員又
は保育士((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、
常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているも
のの割合が100分の75以上であること。

7 (略)
8 欠席時対応加算
94単位
注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじ
め当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止し
た場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整そ
の他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況・相談援助の内容等を記録した場合に、
1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハ又はホを算定して
いる指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害
児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない
場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

54単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定
児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める
基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単
位数を計算する。ただし、1の注8のイの(1)、口の(1)、ハの(1)、二の(1)若しくはホの(1)若しく
は注9のイを算定している場合又は1の注11のイ若しくは口を算定していない場合は、加
算しない。

2 口については、指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は
指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は精神保健
健福社士であるものの割合が100分の25以上あるものとして都道府県知事に届け出た
指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定
単位数を計算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定
する場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出
た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定
単位数を計算する。ただし、この場合において、イの福社専門職員配置等加算(1)又は
口の福社専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは指導員又
は保育士((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、
常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているも
のの割合が100分の30以上であること。

7 (略)
8 欠席時対応加算
94単位
注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじ
め当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止し
た場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整そ
の他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況・相談援助の内容等を記録した場合に、
1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハ又はホを算定して
いる指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害
児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない
場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

25単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定
児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支
援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単
位数を計算する。

11 送迎加算
イ 様害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合

注1 (略)
口 重症心身障害児に対する行う場合

11 送迎加算
イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合

注1 (略)
口 重症心身障害児に対する行う場合

1.の2 イ及び1の注10を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、障害児引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

2 (略)

3 イ及び1の注10を算定している指定児童発達支援事業所等において行わられる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

2 (略)

12の2 関係機関連携加算
イ 関係機関連携加算[1]
口 関係機関連携加算[1]

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るために、あらかじめ通所給付決定保育者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、1の注11のイ又はロを算定していない場合には、算定しない。

2 (略)

12の3 保育・教育等修習支援加算
注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保育者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行つたことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等にて過ごすことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、算定しない。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行つた場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31までの間（二及びホについても定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、別に厚生労働大臣がすれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

14

第2 医療型児童発達支援

- 1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）
イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 386単位
- ロ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 498単位
- ハ 指定先達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 335単位

二 指定先達支援医療機関において重症心身障害児において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合

- 合 447単位
- 注1 (略)
2 (略)

- (1) (略)
(2) 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

- (一) 医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合 100分の70
(二) 医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合 100分の50

- 3 (略)
4 やむを得ず指定通所基準第44条第1項に規定する身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していないう場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2～3 (略)

- 4 食事提供加算
イ・ロ (略)

- 注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

- 5 (略)
6 福祉専門職員配置等加算
イ～ハ (略)

- 注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定先達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指

第2 医療型児童発達支援

- 1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 333単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 445単位

二 重症心身障害児において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合

(新設)
合 335単位

- 注1 (略)
2 (略)
医療型児童発達支援付費の算定に当たって、指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

- (1) (略)
(2) 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

- (新設)
(略)

- 3 (略)
4 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき5単位を所定単位数に加算する。

- 2～3 (略)
4 食事提供加算
イ・ロ (略)

- 注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

- 3 (略)
4 福祉専門職員配置等加算
イ～ハ (略)

- 注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定先達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指

9の3 保育・教育等移行支援加算

(新設)

注 傷害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行つたことにより、指定医療型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになつた障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行つた場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

10 福祉・介護職員処遇改善加算

(略)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く、以下において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行つた場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホに付いては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)
11 (略)

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費 (1日につき)

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合 (ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。)

(1) 区分1の1	(一) 利用定員が10人以下の場合 656単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 440単位	(三) 利用定員が21人以上の場合 331単位
(2) 区分1の2	(一) 利用定員が10人以下の場合 645単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 431単位	(三) 利用定員が21人以上の場合 324単位
(3) 区分2の1	(一) 利用定員が10人以下の場合 609単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 405単位	(三) 利用定員が21人以上の場合 304単位
(4) 区分2の2	(一) 利用定員が10人以下の場合 596単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 396単位	(三) 利用定員が21人以上の場合 297単位

(新設)

(新設)

(1) 利用定員が10人以下の場合 596単位	(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 396単位	(3) 利用定員が21人以上の場合 297単位
----------------------------	---------------------------------	----------------------------

口 傷害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に対する場合

(新設)

(1) 区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合
- (三) 利用定員が21人以上の場合

(2) 区分2

- (一) 利用定員が10人以下の場合
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合
- (三) 利用定員が21人以上の場合

ハ 重症心身障害児に対する指定放課後等ディサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に休業する場合

- (一) 利用定員が5人の場合
- (二) 利用定員が6人の場合
- (三) 利用定員が7人の場合
- (四) 利用定員が8人の場合
- (五) 利用定員が9人の場合
- (六) 利用定員が10人の場合
- (七) 利用定員が11人以上の場合

(2) 休業日に休業する場合

- (一) 利用定員が5人の場合
- (二) 利用定員が6人の場合
- (三) 利用定員が7人の場合
- (四) 利用定員が8人の場合
- (五) 利用定員が9人の場合
- (六) 利用定員が10人の場合
- (七) 利用定員が11人以上の場合

二 共生型放課後等ディサービス給付費

(1) 授業の終了後に休業する場合

(2) 休業日に休業する場合

ホ 基準該当放課後等ディサービス給付費

(1) 基準該当放課後等ディサービス給付費(1)

(2) 基準該当放課後等ディサービス給付費(2)

(1) 授業の終了後に休業する場合

(2) 休業日に休業する場合

注1 イ及びハの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、指定放課後等ディサービスの単位（指定通所基

787単位

529単位

410単位

726単位

483単位

374単位

<u>1,329単位</u>
<u>1,112単位</u>
<u>958単位</u>
<u>842単位</u>
<u>751単位</u>
<u>679単位</u>
<u>577単位</u>

旦 重症心身障害児に対する指定放課後等ディサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に休業する場合

- (一) 利用定員が5人の場合
- (二) 利用定員が6人の場合
- (三) 利用定員が7人の場合
- (四) 利用定員が8人の場合
- (五) 利用定員が9人の場合
- (六) 利用定員が10人の場合
- (七) 利用定員が11人以上の場合

(2) 休業日に休業する場合

- (一) 利用定員が5人の場合
- (二) 利用定員が6人の場合
- (三) 利用定員が7人の場合
- (四) 利用定員が8人の場合
- (五) 利用定員が9人の場合
- (六) 利用定員が10人の場合
- (七) 利用定員が11人以上の場合

(新設)

(新設)

1,608単位

1,347単位

1,160単位

1,020単位

911単位

824単位

699単位

（新設）

準第66条第4項に規定する指定放課後等ディサービスの単位をいう。以下同じ。)(イ)に
ついては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届
け出たものに限る。)において指定放課後等ディサービス (指定通所基準第65条に規定す
る指定放課後等ディサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日ににつき所定単位
数を算定する。

1の2 二の(1)については、就学児に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施
設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等ディサービス (指
定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等ディサービスをいう。以下同じ。)を行
う事業所 (以下「共生型放課後等ディサービス事業所」という。)において、共生型放課
後等ディサービスを行った場合に、1日ににつき所定単位数を算定する。

1の3 ホの(1)(イ)及び(2)(イ)においては、就学児に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣
が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等ディサー
ビス事業所 (指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等ディサービス事業所
をいう。以下同じ。)において、基準該当放課後等ディサービス (同条に規定する基準該
当放課後等ディサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日ににつき所定単位数を
算定する。

2 口及びハの(2)については、就学児に対し、休業日に、指定放課後等ディサービスの单
位 (口においては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県
知事に届け出たものに限る。)において、指定放課後等ディサービスを行った場合に、1
日ににつき所定単位数を算定する。

2の2 二の(2)については、就学児に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基
準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等ディサービス事業所に
おいて、共生型放課後等ディサービスを行った場合に、1日ににつき所定単位数を算定す
る。

2の3 ホの(1)(イ)及び(2)(イ)においては、就学児に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定
める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等ディサービス
事業所において、基準該当放課後等ディサービスを行った場合に、1日ににつき所定単位
数を算定する。

3 イについては、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものと
して都道府県知事に届け出た指定放課後等ディサービスの単位において、指定放課
後等ディサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日ににつき次に掲げる単位数を所定
単位数に加算する。
イ～ハ (略)

4 口については、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして
都道府県知事に届け出た指定放課後等ディサービスの単位において、指定放課後等ディ
サービスを行った場合、利用定員に応じ、1日ににつき次に掲げる単位数を所定単位に
加算する。
イ～ハ (略)

するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等ディサービスの単位 (指定通所基
準第66条第3項に規定する指定放課後等ディサービスの単位をいう。以下同じ。)において
指定放課後等ディサービス (指定通所基準第65条に規定する指定放課後等ディサービ
スをいう。以下同じ。)を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する
ものとして市町村長に届け出た放課後等ディサービス (以下「基
準該当放課後等ディサービス」という。)を行う事業所 (以下「基準該当放課後等ディサー
ビス事業所」という。)において、基準該当放課後等ディサービスを行った場合に、1日
につき所定単位数を算定する。

(新設)

2 イの(2)又はロの(2)については、就学児又は別に厚生労働大臣が定める児童 (以下「就
学児等」という。)に対し、休業日に、指定放課後等ディサービスの単位又は基準該当放
課後等ディサービス事業所において、指定放課後等ディサービス又は基準該当放課後等
ディサービス (以下「指定放課後等ディサービス等」という。)を行った場合に、1日に
つき所定単位数を算定する。

(新設)

3 イの(1)については、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基
準のとして都道府県知事に届け出た指定放課後等ディサービスの単位において、指定放課
後等ディサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日ににつき次に掲げる単位数を所定
単位数に加算する。

イ～ハ (略)

4 ロの(2)については、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものと
して都道府県知事に届け出た指定放課後等ディサービスの単位において、指定放課後等
ディサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日ににつき次に掲げる単位数を所定単位
数に加算する。

イ～ハ (略)

5 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それそれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。ただし、(3)については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

- (1) (略)
- (2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画（同条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合
- (一) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合 100分の 70
- (二) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合 100分の 50
- (3) 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でない場合 100分の 85
- 6 口、ハの(2)又はホの(1)(ニ)若しくは(2)(ニ)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第51条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）の場合は指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合はこれに準ずるものとし、が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。
- 7 指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 8 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において指定放課後等デイサービスを行った場合には、1日ににつき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 主として障害児（重症心身障害児を除く。）に対して指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行った場合（口に該当する場合を除く。）
- | | |
|-----------------------|-------|
| 1) 利用定員が10人以下の場合 | 205単位 |
| 2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 102単位 |
| 3) 利用定員が21人以上の場合 | 68単位 |
- ロ 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合
- | | |
|---------------|-------|
| 1) 利用定員が5人の場合 | 410単位 |
| 2) 利用定員が6人の場合 | 342単位 |

(3)	利用定員が7人の場合	233単位
(4)	利用定員が8人の場合	256単位
(5)	利用定員が9人の場合	228単位
(6)	利用定員が10人の場合	205単位
(7)	利用定員が11人以上の場合	102単位
8	常時見守りが必要な就学児への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員、保育士又は当該事業実施区域に係る指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この注、注9、注11及び5の注3の(1)において同じ。)若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(以下この注及び注9において「理学療法士等」という。)、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下この注及び注9において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イ)を算定する場合にあって、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1の口を算定している場合は、算定しない。	行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の(1)において同じ。)若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下この注8において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注8において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イ)を算定する場合にあって、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1の口を算定している場合は、算定しない。
(新設)		
1	児童指導員等を配置する場合	195単位
(1)	利用定員が10人以下の場合	139単位
(2)	利用定員が11人以上20人以下の場合	84単位
(3)	利用定員が21人以上の場合	62単位
口	児童指導員等を配置する場合	130単位
(1)	利用定員が10人以下の場合	91単位
(2)	利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位
(3)	利用定員が21人以上の場合	36単位
(新設)		
1	重症心身障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	78単位
(1)	理学療法士等を配置する場合	183単位
(1)	利用定員が10人以下の場合	122単位
(2)	利用定員が11人以上20人以下の場合	73単位
(3)	利用定員が21人以上の場合	139単位
口	重症心身障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	133単位
(1)	理学療法士等を配置する場合	418単位
(1)	利用定員が5人の場合	348単位
(2)	利用定員が6人の場合	299単位
(3)	利用定員が7人の場合	261単位
(4)	利用定員が8人の場合	232単位
(5)	利用定員が9人の場合	209単位
(6)	利用定員が10人の場合	133単位

(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	309単位
(二) 利用定員が6人の場合	258単位
(三) 利用定員が7人の場合	221単位
(四) 利用定員が8人の場合	193単位
(五) 利用定員が9人の場合	172単位
(六) 利用定員が10人の場合	155単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	103単位
(3) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	182単位
(二) 利用定員が6人の場合	152単位
(三) 利用定員が7人の場合	130単位
(四) 利用定員が8人の場合	114単位
(五) 利用定員が9人の場合	101単位
(六) 利用定員が10人の場合	91単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	61単位
9 1のイの1若しくは(2)又はロの(1)を算定する指定放課後等デイサービス事業所であつて、常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス事業所の算定に必要となる従業者及び注8の加算に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イ又はロを算定する場合にあつては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日ににつき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の(2)を算定している場合は、加算しない。	
1 理学療法士等を配置する場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	209単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	84単位
ロ 児童指導員等を配置する場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	155単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	62単位
ハ その他の従業者を配置する場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	91単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	36単位

(新設)

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等ディサービス事業所において、指定放課後等ディサービスを行った場合に、看護職員加配計算として、1日ににつき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配計算(1)

(1) 障害児に対し指定放課後等ディサービスを行った場合 ((2)に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が10人以下の場合	200単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	133単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	80単位
(2) 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等ディサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等ディサービスを行った場合	
(一) 利用定員が5人の場合	400単位
(二) 利用定員が6人の場合	333単位
(三) 利用定員が7人の場合	286単位
(四) 利用定員が8人の場合	250単位
(五) 利用定員が9人の場合	222単位
(六) 利用定員が10人の場合	200単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	133単位

ロ 看護職員加配計算(3)

(1) 障害児に対し指定放課後等ディサービスを行った場合 ((2)に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が10人以下の場合	400単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	266単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	160単位
(2) 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等ディサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等ディサービスを行った場合	
(一) 利用定員が5人の場合	800単位
(二) 利用定員が6人の場合	666単位
(三) 利用定員が7人の場合	572単位
(四) 利用定員が8人の場合	500単位
(五) 利用定員が9人の場合	444単位
(六) 利用定員が10人の場合	400単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	266単位

ハ 看護職員加配計算(3)

障害児に対し指定放課後等ディサービスを行った場合

(1) 利用定員が10人以下の場合	600単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	399単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	240単位

11 二の共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日ににつき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合

口	児童発達支援管理責任者を配置した場合	181単位
ハ	保育士又は児童指導員を配置した場合	103単位

2 家庭連携加算
(略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において選用する指定通所基準第44条の2第1号、第53条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき放課後等デイサービス事業所等従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

3 訪問支援特別加算
(略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 利用者負担上履帯管理加算
(略)

注 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

11. 二の共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合

口	児童発達支援管理責任者を配置した場合	181単位
ハ	保育士又は児童指導員を配置した場合	103単位

2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第56条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2 の 2 事業所内相談支援加算

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかつた場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等による相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算

注 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者（同条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。）として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第9条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第56条の4第4号の規定により置くべき従業者（以下この第3において「共生型放課後等デイサービス事業所従業者」という。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1につき所定単位数を加算する。

2 口については、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者（以下この第3において「共生型放課後等デイサービス事業所従業者」という。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又は口の福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

94単位
注 指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

5 福祉専門職員配置等加算 イ～ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員又は障害福祉サービス経験者（同条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスを行った場合に、1につき所定単位数を加算する。

2 口については、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員又は障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者（以下この第3において「共生型放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行つた場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行つた場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又は口の福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

94単位
注 指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

7 特別支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合は、1人に對し、1日に⁸の(1)若しくは口の(1)若しくは注9のイを算定している場合又は注11のイ若しくは口を算定していない場合は、加算しない。

7の2 強度行動障害児支援加算

155単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に對し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行いうるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日に¹⁰の看護員を算定している場合は、加算しない。

8 医療連携体制加算

1,000単位
300単位
注 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に對して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に對し、1日に¹⁰の看護職員加配加算を算定する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。
2 口については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の就学児に對して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に對し、1回の訪問につき8名を限度として、1日に¹⁰の看護職員加配加算を算定する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日に¹⁰の看護職員加配加算を算定する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に對して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日に¹⁰の看護職員加配加算を算定する。ただし、イ、ロ、ホ若しくは又は1のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

5 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に對して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に對し、1日に¹⁰の看護職員加配加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

7 特別支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービスを受けた就学児等1人に対し、1日に¹⁰の看護職員を算定する。

(新設)

8 医療連携体制加算

イ～ニ (略)
(新設)

注 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児等に對して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に對し、1日に¹⁰の看護職員を算定する。ただし、1の口を算定している場合は、算定しない。

2 口については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の就学児等に對して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に對し、1回の訪問につき8名を限度として、1日に¹⁰に¹⁰の看護職員を算定する。ただし、1の口を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日に¹⁰の看護職員を算定する。ただし、1の口を算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に對して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日に¹⁰の看護職員を算定する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

6 へについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ若しくは注10の看護職員加配計算を算定している場合は、算定しない。

9 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、就学児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

1の2 イを算定している指定放課後等デイサービス事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 イ及びロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において行われる指定放課後等デイサービス等の提供に当たつて、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

10 延長支援加算

イ・ロ (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等の間に要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

10の2 關係機関連携加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、就学児が違う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該試験児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、1の注11イ又はロを算定していない場合には、算定しない。

2 ロについては、就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

9 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、就学児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

(新設)

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児等に対し、就学児等の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等の間に要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

10 延長支援加算

イ・ロ (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児等に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児等に応じ、就学児等の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等の間に要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

10の2 關係機関連携加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、就学児が違う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

10の3 保育・教育等移行支援加算

(新設)

500単位

注 傷害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通所給付決定保護者及び傷害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を計算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準に適合する基準に該当する基準放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人人間精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。)が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、1から10の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費 (1日につき)

988単位

(新設)

注1 指定居宅訪問型児童発達支援事業所 (指定所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)において、指定居宅訪問型児童発達支援(指定所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算する。

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

- (2) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たつて、指定通所基準第71条の14において適用する指定通所基準第27条の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画（同条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
- (イ) 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合 100分の70
- (ロ) 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合 100分の50
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員（指定通所基準第71条の8第1項第1号に規定する訪問支援員をいう。以下同じ。）が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たつて、指定通所基準第71条の14において適用する指定通所基準第24条第2項に規定する基準に適合していな場合は、1日ににつき5単位を所定単位数から減算する。
- 2 通所施設移行支援加算 500単位
- 注 指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき從業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。
- 3 利用者負担上限賃管理加算 150単位
- 注 指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決算保険者から依頼を受け、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- 4 福祉・介護職員処遇改善加算 500単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及び本については、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 1 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- 口 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から3までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から3までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数
- 二 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) 1により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

5 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合にあっては、1から3までにより算定した単位数の100分の11に相当する単位数を加算する。ただし、4の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は、算定しない。

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援付費（1日につき）

988単位

注1 (略)

1 の 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）を作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、そ

れぞれ次に掲げる割合

(一) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70
(二) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

(2) 同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分

(3) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
(削る)

の93

第4 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援付費（1日につき）

916単位

注1 (略)

1 の 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき375単位を所定単位数に加算する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指

定通所基準第27条に規定する訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）を作成されていない場合 100分の95

(2) 同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93

(新設)

(新設)

(新設)

3 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき68単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

1 の 2 初回加算

注 指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児

に対する、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

1 の 3 家庭連携加算

1 所要時間1時間未満の場合
所要時間1時間以上の場合

187単位

280単位

注 指定保育所等訪問支援事業所において、指定通所基準第73条の規定により指定保育所等に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定保育所等訪問支援を行うに要する額違約金を算出するに際して所定単位数を加算する。

(略) 福祉・介護職員待遇改善加算

(略) 福祉・介護職員処遇改善加算
性 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及び三については、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
注 别に定められた基準に適合している場合は、当該基準に従う。
2 福祉 3 福祉

(略) 福祉・介護職員処遇改善加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福社・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所(園)、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

福祉・介護職員処遇改善加算
生 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及び付については、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

別表 入所給付費単位数表		施設	出	活	出	活	別表 入所給付費単位数表
第1 福祉型障害児入所施設	1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）						
イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	891単位	779単位	1,606単位	891単位	779単位	1福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）
(2) 入所定員が10人の場合	(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	779単位	779単位	1,606単位	891単位	779単位	1福祉型障害児入所施設（1日につき）
(2) 入所定員が10人の場合	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	779単位	779単位	1,606単位	891単位	779単位	イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
(2) 入所定員が10人の場合	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	779卖位	779卖位	1,606卖位	891卖位	779卖位	(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合	(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	619卖位	619卖位	1,032卖位	817卖位	779卖位	(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	619卖位	619卖位	1,032卖位	817卖位	779卖位	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	619卖位	619卖位	1,032卖位	817卖位	779卖位	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合	(1) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	651卖位	651卖位	1,073卖位	817卖位	779卖位	(1) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	651卖位	651卖位	1,073卖位	817卖位	779卖位	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	651卖位	651卖位	1,073卖位	817卖位	779卖位	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合	(1) 入所定員が41人以上50人以下の場合	581卖位	581卖位	954卖位	740卖位	727卖位	(1) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
(6) 入所定員が31人以上40人以下の場合	(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	581卖位	581卖位	954卖位	740卖位	727卖位	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
(6) 入所定員が31人以上40人以下の場合	(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	581卖位	581卖位	954卖位	740卖位	727卖位	(3) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

(7) 人所定員が51人以上60人以下の場合	532単位
(8) 人所定員が61人以上70人以下の場合	537単位
(9) 人所定員が71人以上80人以下の場合	516単位
(10) 人所定員が81人以上90人以下の場合	498単位
(11) 人所定員が91人以上100人以下の場合	477単位
(12) 人所定員が101人以上110人以下の場合	474単位
(13) 人所定員が111人以上120人以下の場合	472単位
(14) 人所定員が121人以上130人以下の場合	469単位
(15) 人所定員が131人以上140人以下の場合	466単位
(16) 人所定員が141人以上150人以下の場合	463単位
(17) 人所定員が151人以上160人以下の場合	459単位
(18) 人所定員が161人以上170人以下の場合	455単位
(19) 人所定員が171人以上180人以下の場合	451単位
(20) 人所定員が181人以上190人以下の場合	447単位
(21) 人所定員が191人以上の場合	444単位
ハ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 人所定員が30人以下の場合	787単位
(2) 人所定員が31人以上40人以下の場合	718単位
(3) 人所定員が41人以上50人以下の場合	682単位
(4) 人所定員が51人以上60人以下の場合	652単位
(5) 人所定員が61人以上70人以下の場合	622単位
(6) 人所定員が71人以上の場合	592単位
ハ　主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 人所定員が5人の場合	1,047単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	830単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
(2) 人所定員が6人以上9人以下の場合	761単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	830単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
(3) 人所定員が10人の場合	761単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,597単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	830単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
(4) 人所定員が11人以上15人以下の場合	1,142単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	582単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	756単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
(5) 人所定員が16人以上20人以下の場合	540単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	959単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	756単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
ロ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 人所定員が30人以下の場合	735単位
(2) 人所定員が31人以上40人以下の場合	678単位
(3) 人所定員が41人以上50人以下の場合	650単位
(4) 人所定員が51人以上60人以下の場合	625単位
(5) 人所定員が61人以上70人以下の場合	598単位
(6) 人所定員が71人以上の場合	571単位
ロ　主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 人所定員が5人の場合	895単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	679単位
(二) 当該指定入所支援が単独施設であるとき	
(2) 人所定員が6人以下9人以下の場合	610単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,443単位
(二) 当該指定入所支援が単独施設であるとき	679単位
(3) 人所定員が10人の場合	610単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,443単位
(二) 当該指定入所支援が単独施設であるとき	679単位
(4) 人所定員が11人以下15人以下の場合	506単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,063単位
(二) 当該指定入所支援が単独施設であるとき	679単位
(5) 人所定員が16人以上20人以下の場合	464単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	881単位
(二) 当該指定入所支援が単独施設であるとき	679単位

(7) 入所定員が26人以下の場合

(一) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき）

当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。（9）から（6）までにおいて同じ。）

（9）入所定員が36人以上40人以下の場合

（10）入所定員が41人以上50人以下の場合

（11）入所定員が51人以上60人以下の場合

（12）入所定員が61人以上70人以下の場合

（13）入所定員が71人以上80人以下の場合

（14）入所定員が81人以上90人以下の場合

（15）入所定員が91人以上の場合

ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童

（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

（1）入所定員が50人以下の場合

（2）入所定員が51人以上60人以下の場合

（3）入所定員が61人以上70人以下の場合

（4）入所定員が71人以上の場合

注1 (略)

注2 (略)

（1）（略）

（2）指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計

画（同条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

（一）入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合

（二）入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合は、1日につき5

3 指定入所基準第41条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5

単位を所定単位から換算する。

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合

(一) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は

当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。（9）から（6）までにおいて同じ。）

（9）入所定員が36人以上40人以下の場合

（10）入所定員が41人以上50人以下の場合

（11）入所定員が51人以上60人以下の場合

（12）入所定員が61人以上70人以下の場合

（13）入所定員が71人以上80人以下の場合

（14）入所定員が81人以上の場合

（15）入所定員が91人以上の場合

ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童

（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

（1）入所定員が50人以下の場合

（2）入所定員が51人以上60人以下の場合

（3）入所定員が61人以上70人以下の場合

（4）入所定員が71人以上の場合

注1 (略)

注2 (略)

（1）（略）

（2）指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計

画（同条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

（一）入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合

（二）入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合は、100分の70

3 指定入所基準第41条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5

単位を所定単位から換算する。

3 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）

を専任で配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）

第252条の9第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項

の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）に届け出た指定福利型障害児入所施設において、

指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

（1）入所定員が5人以上10人以下の場合

（2）入所定員が11人以上20人以下の場合

（3）入所定員が21人以上30人以下の場合

（4）入所定員が31人以上40人以下の場合

（5）入所定員が41人以上50人以下の場合

（6）入所定員が51人以上60人以下の場合

（7）入所定員が61人以上70人以下の場合

（8）入所定員が71人以上80人以下の場合

（9）入所定員が81人以上の場合

（10）入所定員が91人以上の場合

（11）入所定員が101人以上の場合

（12）入所定員が111人以上の場合

（13）入所定員が121人以上の場合

（14）入所定員が131人以上の場合

（15）入所定員が141人以上の場合

（16）入所定員が151人以上の場合

（17）入所定員が161人以上の場合

（18）入所定員が171人以上の場合

（19）入所定員が181人以上の場合

（20）入所定員が191人以上の場合

（21）入所定員が201人以上の場合

（22）入所定員が211人以上の場合

（23）入所定員が221人以上の場合

（24）入所定員が231人以上の場合

（25）入所定員が241人以上の場合

（26）入所定員が251人以上の場合

（27）入所定員が261人以上の場合

（28）入所定員が271人以上の場合

（29）入所定員が281人以上の場合

（30）入所定員が291人以上の場合

（31）入所定員が301人以上の場合

（32）入所定員が311人以上の場合

（33）入所定員が321人以上の場合

（34）入所定員が331人以上の場合

（35）入所定員が341人以上の場合

（36）入所定員が351人以上の場合

（37）入所定員が361人以上の場合

（38）入所定員が371人以上の場合

（39）入所定員が381人以上の場合

（40）入所定員が391人以上の場合

（41）入所定員が401人以上の場合

（42）入所定員が411人以上の場合

（43）入所定員が431人以上の場合

（44）入所定員が451人以上の場合

（45）入所定員が471人以上の場合

（46）入所定員が491人以上の場合

（47）入所定員が511人以上の場合

（48）入所定員が531人以上の場合

（49）入所定員が551人以上の場合

（50）入所定員が571人以上の場合

（51）入所定員が591人以上の場合

（52）入所定員が611人以上の場合

（53）入所定員が631人以上の場合

（54）入所定員が651人以上の場合

（55）入所定員が671人以上の場合

（56）入所定員が691人以上の場合

（57）入所定員が711人以上の場合

（58）入所定員が731人以上の場合

（59）入所定員が751人以上の場合

（60）入所定員が771人以上の場合

（61）入所定員が791人以上の場合

（62）入所定員が811人以上の場合

（63）入所定員が831人以上の場合

（64）入所定員が851人以上の場合

（65）入所定員が871人以上の場合

（66）入所定員が891人以上の場合

（67）入所定員が911人以上の場合

（68）入所定員が931人以上の場合

（69）入所定員が951人以上の場合

（70）入所定員が971人以上の場合

（71）入所定員が991人以上の場合

（72）入所定員が1011人以上の場合

（73）入所定員が1031人以上の場合

（74）入所定員が1051人以上の場合

（75）入所定員が1071人以上の場合

（76）入所定員が1091人以上の場合

（77）入所定員が1111人以上の場合

（78）入所定員が1131人以上の場合

（79）入所定員が1151人以上の場合

（80）入所定員が1171人以上の場合

（81）入所定員が1191人以上の場合

（82）入所定員が1211人以上の場合

（83）入所定員が1231人以上の場合

（84）入所定員が1251人以上の場合

（85）入所定員が1271人以上の場合

（86）入所定員が1291人以上の場合

（87）入所定員が1311人以上の場合

（88）入所定員が1331人以上の場合

（89）入所定員が1351人以上の場合

（90）入所定員が1371人以上の場合

（91）入所定員が1391人以上の場合

（92）入所定員が1411人以上の場合

（93）入所定員が1431人以上の場合

（94）入所定員が1451人以上の場合

（95）入所定員が1471人以上の場合

（96）入所定員が1491人以上の場合

（97）入所定員が1511人以上の場合

（98）入所定員が1531人以上の場合

（99）入所定員が1551人以上の場合

（100）入所定員が1571人以上の場合

（101）入所定員が1591人以上の場合

（102）入所定員が1611人以上の場合

（103）入所定員が1631人以上の場合

（104）入所定員が1651人以上の場合

（105）入所定員が1671人以上の場合

（106）入所定員が1691人以上の場合

（107）入所定員が1711人以上の場合

（108）入所定員が1731人以上の場合

（109）入所定員が1751人以上の場合

（110）入所定員が1771人以上の場合

（111）入所定員が1791人以上の場合

（112）入所定員が1811人以上の場合

（113）入所定員が1831人以上の場合

（114）入所定員が1851人以上の場合

（115）入所定員が1871人以上の場合

（116）入所定員が1891人以上の場合

（117）入所定員が1911人以上の場合

（118）入所定員が1931人以上の場合

（119）入所定員が1951人以上の場合

（120）入所定員が1971人以上の場合

（121）入所定員が1991人以上の場合

（122）入所定員が2011人以上の場合

（123）入所定員が2031人以上の場合

（124）入所定員が2051人以上の場合

（125）入所定員が2071人以上の場合

（126）入所定員が2091人以上の場合

（127）入所定員が2111人以上の場合

（128）入所定員が2131人以上の場合

（129）入所定員が2151人以上の場合

（130）入所定員が2171人以上の場合

（131）入所定員が2191人以上の場合

（132）入所定員が2111人以上の場合

（133）入所定員が2131人以上の場合

（134）入所定員が2151人以上の場合

（135）入所定員が2171人以上の場合

（136）入所定員が2191人以上の場合

（137）入所定員が2111人以上の場合

（138）入所定員が2131人以上の場合

（139）入所定員が2151人以上の場合

（140）入所定員が2171人以上の場合

（141）入所定員が2191人以上の場合

（142）入所定員が2111人以上の場合

（143）入所定員が2131人以上の場合

（144）入所定員が2151人以上の場合

（145）入所定員が2171人以上の場合

（146）入所定員が2191人以上の場合

（147）入所定員が2111人以上の場合

（148）入所定員が2131人以上の場合

（149）入所定員が2151人以上の場合

（150）入所定員が2171人以上の場合

（151）入所定員が2191人以上の場合

（152）入所定員が2111人以上の場合

(7)	入所定員が61人以上70人以下の場合
(8)	入所定員が71人以上80人以下の場合
(9)	入所定員が81人以上90人以下の場合
(10)	入所定員が91人以上100人以下の場合
(11)	入所定員が101人以上110人以下の場合
(12)	入所定員が111人以上120人以下の場合
(13)	入所定員が121人以上130人以下の場合
(14)	入所定員が131人以上140人以下の場合
(15)	入所定員が141人以上160人以下の場合
(16)	入所定員が161人以上180人以下の場合
(17)	入所定員が181人以上の場合

口 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

(1)	入所定員が30人以下の場合
(2)	入所定員が31人以上40人以下の場合
(3)	入所定員が41人以上50人以下の場合
(4)	入所定員が51人以上60人以下の場合
(5)	入所定員が61人以上70人以下の場合
(6)	入所定員が71人以上の場合

ハ 主として盲児又はろう児に対し指定入所支援を行った場合

(1)	入所定員が5人以上10人以下の場合
(2)	入所定員が11人以上20人以下の場合
(3)	入所定員が21人以上30人以下の場合
(4)	入所定員が31人以上40人以下の場合
(5)	入所定員が41人以上50人以下の場合
(6)	入所定員が51人以上60人以下の場合
(7)	入所定員が61人以上70人以下の場合
(8)	入所定員が71人以上80人以下の場合
(9)	入所定員が81人以上90人以下の場合
(10)	入所定員が91人以上の場合

二 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

(1)	入所定員が50人以下の場合
(2)	入所定員が51人以上60人以下の場合
(3)	入所定員が61人以上70人以下の場合
(4)	入所定員が71人以上の場合

4 職業指導員を 1 以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

告示第60号

10 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注9）において、指定入所支援を行った場合に、1につき10単位を所定単位数に加算する。

11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師）又は准看護師をいう。以下同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ・ロ （略）

イ・ロ （略）

（新設）

12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1 1. 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が10人以下の場合	145単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	15単位
(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合	14卖位
(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合	13卖位
(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合	12卖位
(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合	11卖位
(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合	10卖位
(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合	9卖位
(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合	8卖位
(18) 入所定員が191人以上の場合	7卖位

ロ 2. 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が40人以下の場合	36単位
(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(5) 入所定員が71人以上の場合	19卖位

ハ 3. 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	145単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位

(4) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が 91 人以上の場合	15単位
二 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	29単位
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	22単位
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	19単位
13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の從業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5 第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保健士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保健士。5の注3の(1)において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（において「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（口において「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福利型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
1 理学療法士等を配置する場合	
(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が 10 人以下の場合	151単位
(二) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	101単位
(三) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	61単位
(四) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	43単位
(五) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	34単位
(六) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	28単位
(七) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	23単位
(八) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	20単位
(九) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	18単位
(十) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	16単位
(十一) 入所定員が 101 人以上 120 人以下の場合	14単位
(十二) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	12単位
(十三) 入所定員が 131 人以上 150 人以下の場合	11単位
(十四) 入所定員が 151 人以上 180 人以下の場合	9単位
(十五) 入所定員が 181 人以上の場合	8 単位

(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (イ) 入所定員が40人以下の場合
(ア) 入所定員が41人以上50人以下の場合
(乙) 入所定員が51人以上60人以下の場合
(丙) 入所定員が61人以上70人以下の場合
(丁) 入所定員が71人以上の場合

(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

- (イ) 入所定員が5人以上10人以下の場合
(乙) 入所定員が11人以上20人以下の場合
(丙) 入所定員が21人以上30人以下の場合
(丁) 入所定員が31人以上40人以下の場合
(戊) 入所定員が41人以上50人以下の場合
(己) 入所定員が51人以上60人以下の場合
(庚) 入所定員が61人以上70人以下の場合
(辛) 入所定員が71人以上80人以下の場合
(壬) 入所定員が81人以上90人以下の場合
(癸) 入所定員が91人以上の場合

(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

- (イ) 入所定員が50人以下の場合
(乙) 入所定員が51人以上60人以下の場合
(丙) 入所定員が61人以上70人以下の場合
(丁) 入所定員が71人以上の場合

児童指導員等を配置する場合

(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (イ) 入所定員が10人以下の場合
(乙) 入所定員が11人以上20人以下の場合
(丙) 入所定員が21人以上30人以下の場合
(丁) 入所定員が31人以上40人以下の場合
(戊) 入所定員が41人以上50人以下の場合
(己) 入所定員が51人以上60人以下の場合
(庚) 入所定員が61人以上70人以下の場合
(辛) 入所定員が71人以上80人以下の場合
(壬) 入所定員が81人以上90人以下の場合
(癸) 入所定員が91人以上100人以下の場合
(1) 入所定員が101人以上120人以下の場合
(2) 入所定員が121人以上130人以下の場合
(3) 入所定員が131人以上150人以下の場合
(4) 入所定員が151人以上180人以下の場合
(5) 入所定員が181人以上の場合

(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

38単位

34単位

28単位

23単位

20単位

151単位

101単位

61単位

43単位

34単位

28単位

23単位

20単位

18単位

16単位

30単位

28単位

23単位

20単位

112単位

75単位

45単位

32単位

25単位

20単位

17単位

15単位

13単位

12単位

10単位

9単位

8単位

7単位

6単位

28単位

25単位

20単位

(四) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(五) 入所定員が71人以上の場合は	15単位
(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が5人以上10人以下の場合	112単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(十) 入所定員が91人以上の場合	12単位
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が50人以下の場合は	22単位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合は	20単位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合は	17単位
(四) 入所定員が71人以上の場合は	15単位

2 入院・外泊時加算（1日につき）
(略)

イ・ロ
注1 イについてとは、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対する外泊(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第15の1の注1に規定する指定共同生活援助及び介護給付費等単位数表第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

- 2 (略)
3・4 (略)
5 福祉専門職員配置等加算
イ～ハ (略)

注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条の児童指導員をいう。以下同じ。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 口については、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福利型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合には、**福祉専門職員配置等加算(1)**を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福利型障害児入所施設を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、**児童指導員又は保育士** ((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の5以上であること。

2 口については、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上あるものとして都道府県知事において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位教数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定幅面型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位教数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定入所専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。
域法（平成25年法律第1.07号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定幅面型障害児入所施設においては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区城限定期定保育士（(2)において「見習指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以下であるこ

(2) 児童指導員として精勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているもの割合が100分の30以上であること。

500単位

入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる障害児の退所に先立つて、施設従業者が、当該障害児が退所後生活する相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後の障害児の生活についての相談援助等に対して退所後の障害児を見及ぼすその家族等に対して定単位数を加算し、当該障害児見及ぼすその家族等に対して定単位数を加算する。

此城移行加算

（略）
別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施し別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福社型障害児入所施設（国、独立行政法人日本がん病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。以下において同じ。）、が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについてでは、別に厚生労働大臣が定めた期間）に算定する日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる他の加算は算定しない。

11	〔略〕
第 2	医療型障害児入所施設
1	医療型障害児入所施設給付費 (1日ににつき)
	イ 指定医療型障害児入所施設の場合 (口に該当する場合)
	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合
	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

		(略)
11	第2 医療型障害児入所施設	
1	医療型障害児入所施設給付費（1日ににつき）	
	イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合）	
	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
		349単位
		173単位
		909単位

□ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで	417単位
(二) 61日目以降90日目まで	381単位
(三) 91日目以降180日目まで	349単位
(四) 181日目以降	317単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで	1,095単位
(二) 61日目以降90日目まで	997単位
(三) 91日目以降180日目まで	909単位
(四) 181日目以降	820単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで	151単位
(二) 61日目以降90日目まで	137単位
(三) 91日目以降180日目まで	125単位
(四) 181日目以降	113単位

ハ 指定医療支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 - (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
- ニ 指定医療支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合
- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで	1,071単位
(二) 61日目以降90日目まで	973単位
(三) 91日目以降180日目まで	885単位
(四) 181日目以降	796単位

(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで	2 (略)
(二) 61日目以降90日目まで	2 (略)
(三) 91日目以降180日目まで	2 (略)
(四) 181日目以降	2 (略)

注1・1の2 (略)
2 (略)

(1) (略)
(2) 入所支援計画が作成されていない場合

(1) 入所支援計画が作成されていない場合	100分の70
(2) 入所支援計画が作成されていない場合	100分の50

□ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで	417単位
(二) 61日目以降90日目まで	381単位
(三) 91日目以降180日目まで	349単位
(四) 181日目以降	317単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで	1,095単位
(二) 61日目以降90日目まで	997単位
(三) 91日目以降180日目まで	909単位
(四) 181日目以降	820単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで	151単位
(二) 61日目以降90日目まで	137単位
(三) 91日目以降180日目まで	125単位
(四) 181日目以降	113単位

ハ 指定医療支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 - (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
- ニ 指定医療支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合
- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで	1,071単位
(二) 61日目以降90日目まで	973単位
(三) 91日目以降180日目まで	885単位
(四) 181日目以降	796単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで	2 (略)
(二) 61日目以降90日目まで	2 (略)
(三) 91日目以降180日目まで	2 (略)
(四) 181日目以降	2 (略)

注1・1の2 (略)
2 (略)

(1) (略)
(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において適用する指定入所基

準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 100分の95
(新設) (新設)

- 3 やむを得ず指定入所基準第41条第1項に規定する身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録している場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 4 ~7 (略)
- 8 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(注7の心理担当職員配置を算定している医療型障害児入所施設に限る。)において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

3 福祉専門職員配置等加算

4 ~7 (略)

(注)

2 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

- 注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者）うち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関における者は、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。以下注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士（精神保健福祉士であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 2 ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士（精神保健福祉士であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イにおいて、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。
- 3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

- (1) 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設においては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関においては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置しているものの割合が100分の75以上であること。

(2) (略)

- 3 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

4 ~7 (略)

(注)

2 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

- 注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者）うち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内に係る国家戦略特別区域に係る事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。以下注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士（精神保健福祉士であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 2 ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士（精神保健福祉士であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イにおいて、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。
- 3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

- (1) 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する児童指導員又は保育士に限る。）(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。
- (2) (略)

